

## 大学院短期留学生に関する規程

第1条 大学院学則第74条及び専門職大学院学則第41条に定める外国人大学院短期留学生（以下「短期留学生」という。）については、この規程の定めるところによる。

第2条 本学への短期留学を希望する者は、応募に先立って本学の指導教員と十分に協議をし、次の各号について確認を受けるものとする。ただし、国費外国人留学生として短期留学を希望する者はこの限りではない。

- 1 留学期間、目的及び研究計画
- 2 履修可能な授業科目の範囲
- 3 必要な言語能力
- 4 学費及び納付方法
- 5 生活費及び奨学金給付の有無
- 6 保証人
- 7 その他

第3条 短期留学生は「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格「留学」を得ている者、または得ることが出来る者とする。

第4条 短期留学に必要な書類は次のとおりとする。ただし、国費外国人留学生として短期留学を希望する者の場合、在外公館などにおける国費外国人留学生選考の際に提出した書類をもって、次の1から6の書類に代えることができるものとする。

- 1 短期留学願書
- 2 短期留学計画書（自己紹介書を含む）
- 3 身元保証書
- 4 出身大学または在籍する大学院の成績証明書
- 5 在籍証明書
- 6 推薦書
- 7 その他研究科が必要とするもの

第5条 本大学院に短期留学を希望する者は、所定の期限内に所定の書類を本人の希望する研究科に提出するものとする。

第6条 短期留学生の受け入れは、本人の志望する研究科委員会又は研究科教授会が、申請書類を審査の上決定する。

第7条 本大学院に留学を許可された短期留学生は所定の期限内に所定の学費を納付するものとする。ただし、国費外国人留学生として短期留学を希望する者はこの限りではない。

第8条 短期留学生は現代日本プログラムを現代日本プログラム科目等履修生に関する規程に定めるところにより受講することができる。

第9条 短期留学生の入学時期は、特別の事情のある場合を除き、4月又は9月とする。

第10条 短期留学生として受け入れる期間は原則として1学期間または2学期間とする。ただし、国費外国人留学生として受け入れる場合、4月受け入れの場合は最大で4学期間、9月受け入れの場合は最大で3学期間の在籍を認めることがある。

第11条 研究科委員会又は研究科教授会は短期留学生の受講した授業科目について成績評価を行い、所定の単位を与えることができる。

第12条 この規程の改廃は、国際連携委員会及び大学評議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

1 この規程は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

略

13 この規程は、2019年（平成28年）4月1日から改正施行する。